

# 令和5年度 第3回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時:令和6年2月19日(月)13:30~15:00

場所:大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

## 議 題

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 地域課題への取り組み  
(1)理解・啓発      (2)雇用      (3)権利擁護      (4)防災
4. 中部圏域における取り組みの報告
5. その他
  - ・北栄町障がい者計画(第3期)・障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)について
  - ・次年度事業について
  - ・委員任期について
6. 副会長挨拶
7. 閉 会

# 北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期: 令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	山下喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	小濱 祥照	北栄町	北栄町身体障がい者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	横山 敬道	北栄町社会福祉協議会	相談支援専門員	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 達城	菜野人創造所team veg(チームベジ)	代表	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	前田日登美	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
12	小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	委員	地域活動団体の代表
13	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	小澤 靖	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

## オブザーバー

	高島 朋代	中部障がい者地域生活支援センター		中部圏域障がい者地域自立支援協議会事務局
	田熊 勝美	北栄町総務課情報防災室	副主幹	

## 事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室	室長	
	橋本 優子	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	主任	
	大田 博文	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	社会福祉士	

# 北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 議題3. 地域課題への取り組みの報告

#### 理解・啓発

	項目	令和5年度の取り組み
①	町報を使って障がいについて広く啓発する	<p>(4月号)発達障がいって何だろう? 『エール』鳥取県発達障がい者支援センター(事業所紹介)</p> <p>(7月号)権利擁護研修参加者募集、手話奉仕員養成講習会</p> <p>(8月号)ハートフル駐車場、精神障がい者家族会～幸の会～講演会</p> <p>(9月号)防災研修開催(参加者募集)</p> <p>(10月号)オストメイト利用者との交流会</p> <p>(11月号)防災研修実施報告、見えにくくてお困りの方の相談会</p> <p>(12月号)中部あいサポートフェスタ(障がい者週間) 事業所訪問実施報告、見えにくくてお困りの方の相談会</p> <p>(1月号)見えにくくてお困りの方の相談会</p> <p>(2月号)北栄町精神障がい者家族会～幸の会～要望書提出 ヘルプマーク</p> <p>(3月号)特別児童扶養手当</p> <p>【参考】 R4:発達障がい、障がい者相談員、点訳・朗読ボランティア養成講習会、手話奉仕員養成講習会、町内障がい関係事業所紹介(ニチイケアセンター大栄、COCOKARA だいえい、スマイルセンター倉吉、虹の島)、ヘルプマーク、中部あいサポートフェスタ、中部ハートフルスペース、北栄町精神障がい者家族会～幸の会～要望書提出、町外障がい関係事業所紹介(中部障がい者地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センターくらよし、『エール』鳥取県発達障がい者支援センター、特別児童扶養手当、映画「咲む」上映(全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画)</p>

	項目	令和5年度の取り組み
②	学校で障がいの啓発に取り組む	<p>(1)手帳、障害福祉サービス、年金、就労等に関する説明会  <b>■2/26(予定) 障がい児通所支援事業所見学</b>                  (@倉吉東こどもの発達デイサービスセンター)                  町内こども園、小中学校職員</p> <p>(2)義務教育終了後の相談窓口周知を目的とした高校訪問  <b>■8月 鳥取敬愛高校、倉吉総合産業高校、米子北高校、湯梨浜学園高校、クラーク記念国際高校鳥取キャンパス、鳥取中央育英高校、倉吉北高校、中央高等学園専修学校、倉吉農業高校、青谷高校、中部ハートフルスペース</b></p> <p>(3)中学校における総合的な学習の時間  <b>■9/27 あいサポーター研修</b>                  約70名(北条中学校2年生と教職員)</p> <p><b>■11/22 あいサポーター研修(人権教育参観日)</b>                  約60名(大栄中学校3年生と保護者)</p>

## 雇用

### 項目

### 令和5年度の取り組み

③ 一般企業の障がい者雇用を促進する

(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布

■5/24(水) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布 会員60名

(2)事業所訪問

障がい福祉関係事業所について、相互理解や情報共有のために実施

■10/17(火)午後1時30分～3時30分・・・10名

①げんき工房・GHTマト

②スマイルセンター倉吉

■10/19(木)午前9時20分～11時20分・・・10名

①COCOKARAだいえい

②虹の島



項目	令和5年度の取り組み
<p>④ 虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む</p>	<p>(1) 権利擁護研修            講演会:すべての人に星空を            ～みんなつながっている～            一般社団法人 星つむぎの村 高橋 真理子 氏            日時:7月28日(金)13時30分～15時00分            場所:大栄農村環境改善センター 多目的ホール            参加者:250名</p> <p>【参考】            H29:『きみはみんなの宝物～大切にしてほしい きみのきもち～』 53名            心の元気講演家 石川達之 氏            大栄健康増進センター 会議室            H30:『届けたい!がんばっているきみに 贈りたい歌』 75名            心の元気講演家 石川達之 氏            北条農村環境改善センター 大研修室            R1:「ぼくはぼくに生まれてよかったです」～自分らしく生きるということ～ 411名            酒井響希、酒井康子 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール            R2～3 延期(R4実施)            R4:『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 122名            大栄手話サークル 会長 榎原章二 氏            大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p> 

項 目

令和5年度の取り組み

障がい者に対する  
防災体制を把握、検  
討する

(1)防災研修(地域・団体・事業所)  
 内 容:避難訓練、日本赤十字社鳥取県支部「防災セミナー」  
 赤十字防災教育事業指導者 森川 隆宏 氏  
 // 中井 秀雄 氏  
 日 時:9月29日(金) 13時00分~15時00分  
 場 所:北条農村環境改善センター 大研修室  
 参加者:97名

⑤



議題5. その他(次年度事業について)

	項目	令和6年度の取り組み(案)
⑥		<p>(1)権利擁護研修            講師:村木 太郎 氏            (社福)南高愛隣会理事            (NPO)ストローク会理事長            (一社)ダイバーシティ就労支援機構理事 村木 太郎 氏            日時:10月2日 13時30分～15時00分            場所:大栄農村環境改善センター 多目的ホール            講演内容            案①講演会:誰もが住み慣れた地域の中で、                              安心して暮らし続けるために(仮)                              ～障がい者の就労について考える～            当事者、事業者、支援者それぞれの立場から障がい者の就労            についての意味合い等について理解し、共生社会の実現にむけ            自分の立場で出来ること等について考える機会とする。</p> <p>案②講演会:罪に問われた障がい者の支援について(仮)                              ～すべての人が互いに尊重し合い、                              助け合いながら暮らせる社会・地域を目指して～            生きづらさを抱えたまま罪を犯し、刑務所に入る障がい者に            対する理解と出所後の地域生活に向けた支援について、地域            の支援者や家族、行政・学校等の関係者が共有し、障がい者等            の孤独・孤立を防ぎ、誰もが安全で安心して生活できる地域社            会に向けた包括的な支援について考える機会とする。</p>

	項 目	令和6年度の取り組み(案)
⑥		<p>(2)防災研修            内 容:台風や集中豪雨による水害や土砂災害に備える(仮)            日 時:令和6年7月3日(水) 13時30分~15時00分            場 所:北条農村環境改善センター 大研修室</p> <p>(3)事業所訪問            時 期:11月~12月 1~2か所/年            内 容:</p> <p>案①障がい者の就労に関係する機関の訪問            [例:ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、            特別支援学校(倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校)、            公共職業訓練施設、「エール」発達障がい者支援センター 等]</p> <p>案②障がい者の支援等に関係する事業所の訪問            [例:相談支援事業所(中部障がい者地域生活支援センター、            相談支援センター サポートりんくす 等]</p> <p>案③その他(障がい者に関係する施設の訪問)            [例:鳥取県福祉相談センター、成年後見支援センター、消費生活センター、            NPO法人鳥取ダルク、鳥取保護観察所、鳥取刑務所等]</p>